

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 二七五番五地先から同郡同町大 字藤久保字俣埜二七五番五地先 まで		区 間
一〇・六四〇 一二・八〇	八・一四〇 一〇・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一七・三〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考